



平成29年5月16日

関東運輸局

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設の使用停止処分について

死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、有限会社福松運輸に対し、監査を実施しました。その結果、平成29年5月16日付けをもって、同社に対する貨物自動車運送事業法第33条に基づく事業停止及び輸送施設の使用停止の行政処分を下記のとおり行ったのでお知らせします。

記

1. 処分対象事業者

- ・ 事業者名：有限会社 福松運輸
- ・ 主たる事務所の位置：埼玉県本庄市東台1-3-30
- ・ 代表者名：高田 義之

2. 処分内容

- ・ 一般貨物自動車運送事業の全部停止及び輸送施設の使用停止処分
当該事業者の本社営業所（埼玉県児玉郡上里町七本木3133-4-A）について、
3日間の事業停止及び198日車（4両×39日・1両×42日）の車両停止処分。

3. 違反行為の概要

平成27年4月9日及び同年5月1日に当該事業者（本社営業所）に対し監査を実施したところ、健康状態の把握義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、他9件の貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました。（詳細は別紙参照）

その結果、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け関東運輸局公示）記4及び5（2）及び（3）に定めるところによる「事業停止及び輸送施設の使用停止処分」に該当することとなったことから、貨物自動車運送事業法第33条に基づき、一般貨物自動車運送事業の全部停止及び輸送施設の使用停止処分としたものです。

《問い合わせ先》

関東運輸局自動車運送事業安全監理室 担当：日暮、野村

TEL：045-211-7249（直通）

FAX：045-201-8804

配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	平成29年5月16日	
(2) 事業者の氏名又は名称 及び主たる事務所の位置	有限会社 福松運輸	
	代表者名 高田 義之	
	埼玉県本庄市東台1-3-30	
(3) 当該行政処分等に係る 営業所の名称及び位置	本社営業所	
	埼玉県児玉郡上里町七本木3133-4-A	
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分3日間及び輸送施設の使用停止処分198日車	
(5) 主な違反事項	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	
(6) 違反行為の概要	平成27年4月9日及び同年5月1日に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条第1項)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数	30点
	当該事業者の累積点数(関東運輸局管内)	33点